

○ 国立大学法人弘前大学における ABS 指针对応に関するガイドライン

令和 2 年 10 月 23 日

学 長 裁 定

1. 目的

国立大学法人弘前大学における ABS 指针对応に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)における生物の多様性に関する条約(平成 5 年条約第 9 号)、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(平成 29 年条約第 10 号)(以下「議定書」という。)及び当該議定書の国内担保措置である遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成 29 年 5 月 18 日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 1 号)(以下「指針」という。)の的確かつ円滑な実施について必要な事項を定め、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得と利用を行い、もって本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 次に掲げる者をいう。
 - (ア) 職員等 本学の役員及び本学と雇用関係にある教職員をいう。
 - (イ) 学生等 本学の学生及び本学の各種制度等に基づいて受け入れる研究生等をいう。
 - (ウ) その他の者等 本学の研究活動に従事する職員等、学生等を除いた、その他研究活動に関与する者をいう。
- (2) 部局 各学部、各研究科、教育研究院の各学系及び部門、各研究所、医学部附属病院、各学内共同教育研究施設、附属図書館、各本部、各機構、評価室、法人内部監査室、苦情処理室、男女共同参画推進室、技術部、放射線安全総合支援センター並びに事務局各部をいう。
- (3) 提供者等 提供国における当該遺伝資源等の提供者または提供者から遺伝資源や遺伝資源に関する伝統的な知識の利用について事前承諾を得た管理者等をいう。
- (4) 提供国 議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を提供する国をいう。
- (5) 提供国法令 議定書第 15 条 1 又は第 16 条 1 に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であって、議定書第 14 条 2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。
- (6) ABS 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing)をいう。

- (7) 遺伝資源等 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、提供国法令が適用されるものをいう。
- (8) 遺伝資源の利用 遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。
- (9) 伝統的な知識 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。
- (10) 許可証等 議定書第6条3(e)の規定により、提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の取得の機会を得る際に提供国法令の下発給される許可証(PIC)またはこれに相当するものをいう。
- (11) 証明書 議定書第17条2に規定する国際遵守証明書(IRCC)、すなわち、前項の許可証等のうち国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。
- (12) 国際クリアリングハウス 議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。

3. 遺伝資源等の取得の機会と法令遵守の基本方針

研究者等は、提供国法令が適用される遺伝資源等の取得の機会を得たい場合には、次に掲げる手続きを経なければならない。

- (1) 提供国法令及び遺伝資源等に関する法令に従った遺伝資源等の取得のための手続き
- (2) 当該国の権限ある機関から与えられる許可証等の取得及び提供者との提供条件に係る契約締結の手続き
- (3) 遺伝資源等の輸入に伴う提供国ならびに日本国関連法令の下の手続き

4. 指针对応の全学責任体制

(1) 指针对応責任者等

(ア) ABS 管理最高責任者

①ABS に関する取扱いに係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に ABS 管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

②最高責任者は、各部局等の指針への適正な対応に関し、各部局長に対し、その趣旨について周知徹底を行う。

(イ) ABS 管理統括責任者

①最高責任者の下で、ABS に関する取扱いに係る業務を統括するため、ABS 管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、理事(研究担当)をもって充てる。

②統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(a) このガイドラインの制定及び改廃に関する業務

(b) このガイドラインに基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務

(c) 遺伝資源取得計画書(様式1, 以下「計画書」という。)の承認並びに記録の保存に関する業務

(d) 全学的なABSに関する取扱いに関する業務の統括及び全学の徹底事項の指示、

連絡，要請等に関する業務

(ウ) ABS 管理責任者

- ①ABS に関する取扱い業務を適切に実施するため，研究・イノベーション推進機構（以下「機構」という。）に ABS 管理責任者（以下「責任者」という。）を置き，研究・イノベーション推進機構リスクマネジメント部門長をもって充てる。
- ②責任者は，統括責任者の指示に基づき，このガイドラインの遵守の確保及び指針に関する業務を行う。
- ③責任者は，次の各号に掲げる業務を行う。
 - (a) 計画書確認並びに記録の保存に関する業務
 - (b) 統括責任者の指示，連絡，要請等の周知徹底に関する業務
 - (c) ABS に関する取扱い管理手続業務の推進に関する業務
 - (d) ABS に関する取扱い業務に係る本学の研究者等からの相談に関する業務

(エ) ABS 管理事務局

- ①本ガイドラインにおける事務手続きや相談窓口として，指针对応の ABS 管理事務局（以下「事務局」という。）を研究推進部研究推進課に置く。

5. 遺伝資源取得・報告の手順

(1) 遺伝資源等の取得に係る申し出・指導・助言・承認

- (ア) 研究者等は，海外から遺伝資源を取得するときは，事前に計画書（様式 1）により統括責任者に申し出する。
- (イ) 統括責任者は，申し出について，必要に応じて当該研究者等と協議を行い，遺伝資源等の取得等についてその可否を決定し，その結果を当該研究者等に通知する。
- (ウ) 事務局は，申し出に基づき，議定書の適用を受けるものかどうかの確認及び判断を行い，当該研究者等に対し必要な手続き，情報等について助言及び指導を行う。

(2) 提供国の共同研究者・共同利用機関との ABS に関する手続き

事務局等は，提供国の共同研究者を通じ当該研究者と協力して，研究によって生じる利益の配分を含めた ABS に関しての相互合意条件 (Mutually Agreed Terms, 以下「MAT」という。) を定めた契約を相手方機関と締結するものとする。また，必要に応じて有体物の移転契約 (Material Transfer Agreement, 以下「MTA」という。) を交わすものとする。

(3) 提供国政府との手続き (PIC)

当該研究者は，提供国の共同研究者・共同研究機関を通じて，提供国政府から PIC を取得するための情報を入手し，事務局等と協力して提供国政府に手続きを行う。

(4) 遺伝資源の持込みと報告

- (ア) 当該研究者等は，原則として MAT を定めた契約又は MTA を締結し，PIC を取得した後に遺伝資源を持込むことができる。
また，遺伝資源持込み報告書（様式 2）により，事務局に報告する。ただし，提供国の事情により PIC 取得が困難な場合はこの限りではない。

(4) 事務局は、議定書に基づき国際遵守証明書(IRCC : Internationally Recognized Certificate of Compliance)が国際クリアリングハウスに登録された場合には、6月以内に環境大臣に報告する。

(5) 利用と利用状況のモニタリング

(7) 事務局は、当該遺伝資源を取得してから5年経過後に環境大臣から利用のモニタリング報告が求められた場合は、当該研究者等に海外遺伝資源の利用に関する情報に係る報告書(様式3)の提出を要請し、当該報告書に基づき報告する。

(4) 当該研究者等は、事務局から海外遺伝資源の利用に関する情報に係る報告書の提出要請があった場合は、事務局に対し提出する。

6. 外国人留学生又は外国人研究者の遺伝資源持込みに対する取扱い

外国人留学生又は外国人研究者が研究材料として遺伝資源を持込む場合は、当該受入教員が代理で申請する。

7. 人の健康に係る緊急事態

人の健康に係る緊急事態が発生した場合は、国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するための遺伝資源の取得について、本ガイドライン 5. における遺伝資源取得の手順によらないものとする。

なお、研究者等が緊急資源を取得した場合は、緊急事態の収束として認められる条件を満たした日から5月以内に機構が定める手続きを証明書の写しを添えて行う。

また、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合にあっては、当該事態に対処するための遺伝資源を取得した日から11月以内に証明書の写しを添えて統括責任者に報告するものとする。

8. 啓発活動及び実態調査

事務局は、議定書及び指針に係る啓発活動及び海外遺伝子取得に係る実態調査を定期的に行うものとする。

9. 提供国法令の違反の申立てに係る情報の提供

環境大臣から、提供国の法令違反について情報提供の要請があった場合は、当該遺伝資源に係る研究者等、事務局、部局事務担当並びに関係部局で協力して対応するものとする。

10. その他

本ガイドラインに定めるもののほか、遺伝資源等の取得等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。